

石清水八幡宮寺の別宮支配について

—大隅国正八幡宮の場合を中心に—

栗林文夫

はじめに

一九六三年に黒田俊雄氏が「権門体制論」⁽¹⁾を提唱し、国家権力を構成する権門の一つとして寺社を位置付けた。つづく一九七五年の「顕密体制論」⁽²⁾では、天台・真言等の旧仏教系の諸寺院が中世において正統と見なされ、社会的にも大きな影響力を有したと高く評価された。やがて一九八〇年代以降現在に至るまで、特に「中世仏教史・寺院史」の研究が隆盛を極めている。

しかし、「顕密体制論」において神社の問題が欠落していたため、仏教史・寺院史研究に比べて神社史研究が著しく後れたと言っている⁽³⁾。近年ではこのような研究状況を克服するために、個別の神祇制度や教説の理解に埋没することなく、國家・社会を視野に含めた全体像を明らかにしようとする試みがなされている。

ここでは特に近年目覚ましい成果を上げている中世諸国一宮制の研究に注目してみたい。井上寛司氏によれば、中世の諸国一宮は「二十二社・一宮制」と「諸国一宮・惣社制」という二つの相異なる側面、制度の統一において捉える必要があるという。このうち「二十二社・一宮制」は「伊勢神宮をはじめとして、畿内近国に設けられた天皇（国王）とそ

の居所（王権の所在地としての王城）を鎮護する二十二の有力神社と、各國ごとに設けられた各國の鎮守神である諸国一宮とが相寄つて中世の日本国を支え、擁護するとされた神社制度（即ち体制）⁽⁴⁾で、「王城鎮守・國鎮守制」とも言い換えられている。

この井上氏の唱える中世神祇秩序の枠組み対して、岡田莊司・井原今朝男氏等から批判が加えられ⁽⁵⁾、それに対しても反批判をするなど熱い議論が展開されている⁽⁶⁾。

今ここでこの議論に深く立ち入る余裕はないが、中世の神祇秩序をトータルに見た場合、「二十二社・一宮制」と「諸国一宮・惣社制」だけではなく、地域的特性を有した神祇秩序が複数存したことも確かである⁽⁷⁾。

また井上氏が最新の研究でも述べているように、中世の神祇秩序が「二十二社・一宮制」のみによって成り立っていたのではなく、伊勢神宮・鶴岡八幡宮・宇佐八幡宮等が「二十二社・一宮制」では捉えきれない側面を有していたことも事実である。中世の神祇秩序はこれらの総体として存在し機能した点こそが重要である⁽⁸⁾。

今本稿で題材として取り上げようとしている大隅国を含む九州地方特有の神祇秩序について、田村正孝氏が措定した「宗廟神八幡による神祇

秩序⁽⁹⁾の存在が指摘できる。しかし、これは宇佐神宮による秩序と弥勒寺のそれを混同しており、にわかに従うことはできない。前者は摂関家、後者は石清水八幡宮寺により支配を受けており、神祇秩序の中に位置する場所は各々異なる。

この石清水八幡宮寺を頂点とする九州地方特有の神祇秩序を明らかにすることが、「二十二社・一宮制」だけでは説明しきれない部分に焦点を当てることにつながり、ひいては中世の神祇秩序解明に資するものと思われる。

以上のような問題意識に基づき、本稿では石清水八幡宮寺の別宮支配の実態を、大隅国正八幡宮を素材として検討する。石清水八幡宮寺は現在石清水八幡宮と呼ばれて京都府八幡市の男山に鎮座し、国家第二の宗廟として古くより朝廷から崇められた。中世には多くの所領を有し、二十二社の一つとして強大な勢力を誇った権門の一つであった。廢仏毀釈以前は八幡宮と神宮寺の護国寺が一体の関係で結ばれていた。

その所領は、宮寺（護国寺）領、宿院極楽寺領、別当家領、社務領、所司・供僧等領に分類できる。さらに別当家領は、田中坊領と善法寺坊領に分けられ、前者は觀音堂領・筥崎宮領・宇美宮領・東宝塔院領・山上坊舎、後者は宇佐弥勒寺・喜多院領・正八幡宮領・香椎宮領・別神領（私領）、八幡内・京・仁和寺に所在した房宇や房地等に細分できる。⁽¹⁰⁾

石清水八幡宮寺の場合、地方に多くの別宮を置いていたが、これは地

方にある末社と同じで、それには常に所領が付随するので、実際には別宮とは末社と莊園とを一つにしたものと同じであった。石清水八幡宮寺が別宮正八幡宮を支配するということは、正八幡宮そのものの支配だけに止まらず、正八幡宮が有していた広大な所領群¹¹⁾正八幡宮領を支配す

ることでもあった。

一方の正八幡宮は、大隅国の一宮で、国内の約四三%の田積を有し、隣国薩摩にも所領を有した。また修造役は莊国を問わず、大隅だけでなく薩摩・日向にも賦課され、御神宝装束等用途料は大隅・日向・薩摩を除く九州内の六国二島平均の課役であつた⁽¹²⁾。本社石清水八幡宮寺との関係を考えることで、正八幡宮を単独で検討するよりも、別宮である正八幡宮領の支配構造が一層明確に見えてくるはずである。

しかし今、研究史を振り返ってみても両者の関係を正面から捉えた研究は管見の限り見当たらず、いずれも部分的に取り上げているにすぎない。

そこで本稿ではこの問題を考えるために、まず石清水八幡宮寺を頂点とする九州五所別宮体制の成立を概観し、次に石清水八幡宮寺が正八幡宮に対して発給した文書様式の変化に注目し、その変化をもたらした要因について考える。具体的には別宮としての正八幡宮そのものを支配するシステムとして機能した正八幡宮検校と、現地正八幡宮での最高位の所司である執印に注目する。そして彼らが別宮に付隨した所領群¹²⁾正八幡宮領の支配にどのように関わったのか、その実態を明らかにする。その結果、石清水八幡宮寺による別宮支配の一端が些少なりとも明らかになれば幸いである。⁽¹³⁾

註

(1) 黒田俊雄「中世の國家と天皇」（同『日本中世の國家と宗教』岩波書店、一九七五年、初出は一九六三年）。

(2) 黒田俊雄「中世における顯密体制の展開」（『日本中世の國家と宗教』）。

- (3) 横井靖仁「中世神社史研究の基本問題」『新しい歴史学のために』第三三七号、一九九七年)・井上寛司「『神道』と神社史研究の課題——“顯密体制論”的批判的継承』(同『日本の神社と「神道』』校倉書房、二〇〇六年、初出は二〇〇〇年)。
- (4) 井上寛司「日本の『神社』と『神道』の成立」九五頁(『日本の神社と「神道』』)。
- (5) 岡田莊司「平安期の国司祭祀と諸国一宮」・井原今朝男「中世の国衙寺社体制と民衆統合儀礼」(『宮制研究会編』『中世一宮制の歴史的展開』下、岩田書院、二〇〇四年)。
- (6) 井上寛司「中世諸国一宮制の歴史的構造と特質—中世後期・長門国の事例を中心にして」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、二〇〇八年)。
- (7) 田村正孝「中世宇佐宮の変容—宗廟から一宮へ—」(『ヒストリア』第二〇八号、一〇〇八年)。
- (8) 井上寛司『日本中世国家と諸国一宮制』二四頁、岩田書院、二〇〇九年。
- (9) 前掲田村「中世宇佐宮の変容」。
- (10) 伊藤清郎「石清水八幡宮」(同『中世日本の国家と寺社』高志書院、二〇〇〇年、初出は一九七六年)。
- (11) 黒田俊雄『寺社勢力—もう一つの中世社会』一五七頁、岩波書店、一九八〇年。横井靖仁『中世權門神社の形成と王權』(『ヒストリア』第一六三号、一九九九年)は、石清水八幡宮寺の別宮を八幡信仰を梃子にした社領拡大の起点と位置づけている。
- (12) 藤田俊雄「鎌倉中期文永年間の大宰府機構—大隅國正八幡宮大神

宝用途をめぐって—』(九州歴史資料館編『九州歴史資料館開館十周年記念大宰府古文化論叢上巻』吉川弘文館、一九八三年)。

(13) 本稿と問題意識を同じくする研究に、有川宜博「石清水八幡宮による筥崎宮領の支配」(『九州史学』第四七号、一九七一年)がある。

—九州五所別宮体制の成立

石清水八幡宮寺が別宮正八幡宮を支配する前提として、本章では十一世紀半ば以降の九州地方における八幡宮勢力の拡大について検討を加える。次いで九州五所別宮体制が成立し、その下での石清水八幡宮寺と正八幡宮の関係について概観する。

長保元年(九九九)に弥勒寺講師となつた元命は、長和三年(一〇一〇二三)にはついに最高位の別當に、まもなく權別當となり、治安三年(一〇二三)にはついに最高位の別當にまで登り詰めた。^①ここに弥勒寺と石清水八幡宮寺が実質的に一体化する事態が顕現した。これ以降、弥勒寺講師は元命の子孫に相伝されるが、やがて石清水八幡宮寺祠官紀氏の手中に入ることになり、中世後期まで同氏が弥勒寺講師(後に檢校)を兼ねた。

石清水八幡宮寺が正八幡宮を支配するそもそものきっかけは、長元七年(一〇三四)に元命が大隅八幡別宮(=正八幡宮)の檢知を大宰府宣により認められたことに始まる(兼四四三〇号)^②。

この後天喜二年(一〇五五)に、元命の子息清成は壱岐島八幡宮・肥前千栗八幡宮・筑前大分宮と宇美宮・豊前香春社等を支配下に收めていつた。更に具体的な年代は不明であるが、清成は筑前筥崎大檢校、宇佐本寺本社の雜務、大隅・日向・対馬の宇佐末寺末社の雜務等を手中に收め

ていつた（鎌四四三〇号）。

このように、十一世紀半ばは九州において八幡宮勢力が拡大していく時期と捉えられる。この理由を日隈正守氏は対中國交易の拠点であった九州に石清水八幡宮寺が関心を有していたからだと推測している。⁽³⁾

つづく十一世紀後半には、石清水八幡宮寺から行賢・隆賢が執印として正八幡宮に派遣され（鎌四四三〇号）直接支配を試み、両者の関係は次第に緊密さを増していった。特に行賢は正八幡宮領の拡大や中世的な宮家機構の確立に功績があつた。また、正八幡宮近隣の台明寺・国分寺・西光寺・正國寺等に積極的に働きかけ、行賢が中心となつて大々的な仏事興行が行われたと推測される。⁽⁴⁾

十二世紀初頭、正八幡宮では「八幡因位説」⁽⁵⁾が発生する。大隅宮縁起によれば、震旦國陳大王の娘大比留女が七歳で朝日の光を浴びて懷妊する。生まれた子供が八幡で、空船に乗つて大隅國磯岸に流着する。そのためこれを八幡崎といつものである。つまり正八幡宮こそが八幡の根本であると主張しているのである。また天承二年（一一三二）には、正八幡宮良の方に八幡の名号がある石体が出現したと報告して朝廷を驚かせている。これらの説を受けてであろうか、「今昔物語集」では、大隅国に八幡大菩薩が出現し、やがてそれが宇佐に遷り、更にその後石清水に遷つたと説かれている。⁽⁶⁾ 十二世紀段階、正八幡宮は自らの独自性を強力に主張していた時期と捉えられる。

やがて、十二世紀の末には九州五所別宮の一につ組み込まれていく。

九州五所別宮とは、正八幡宮の他に肥前千栗宮・肥後藤崎宮・筑前大分宮・薩摩新田宮を指し、いずれも一宮があるいはそれに準ずるような有力神社で、石清水八幡宮寺の九州支配の拠点的存在となつた。

ところで、『元暦文治記』⁽⁹⁾に九州五所別宮の成立を物語る箇所がある。

【史料一】

一、五所別宮

筑後國大分宮・肥後國藤崎宮・肥前國千栗宮・薩摩國新田宮・大隅國正官⁽⁸⁾、彼別宮事依寺務成清建久六年十一月十日奏狀、以權大納言源通資卿宣奉勅、同七年十二月十五日、被付弥勒寺畢、官符嚴重也、末寺者、入學寺^{豊前}・西明寺^同・大日寺^{筑州}・成道寺^{肥州}・五大院^{薩摩}・蓮花寺^{肥州}・正覺寺^{豊前}・中觀寺^{豊前}・菩提院^同・法滿寺^{豊後}・藤尾寺^{薩摩}・同・由布原^{由原宮}_{中古}止之・香春宮^{中古}止之

すなわち前半部では、建久六年（一一九五）に成清が奏狀を以て別宮の事を朝廷に申請し、翌年弥勒寺に付されたとある。同様の記述は到津文書の「宇佐宮并弥勒寺由緒記写」にも見られる。

反対にこの成立を古く求める説もある。①聖武・孝謙天皇の代（七二四～七五八）と、②承平年中（九三一～九三八）⁽¹²⁾（南四〇一二号）の二説である。後述のように、建久年間の九州五所別宮成立を受けて正八幡宮検校職が成立していると考えられるので、本稿では建久年間説を探る。土田充義氏も同様の立場を採っている。⁽¹³⁾

建久八年（一一九七）の段階では、正八幡宮領の本家は「八幡」（＝石清水八幡宮寺）と言われており（桑十二号）、この頃から以降、石清水八幡宮寺と正八幡宮との関係が具体的に史料で追えるようになる。

【史料二】の後半部には弥勒寺の末寺・末宮が記されている。この他、弥勒寺喜多院所領注進（田四三三号）には、豊前國に伝法寺、豊後國に妙覺寺・永興妙法寺・藤尾寺、筑前國に大円寺、筑後國に護皇院等が見える。末寺は合計十七カ寺・末社は二社ということになる。

つまり建久七年頃、石清水八幡宮寺（＝弥勒寺）は九州五所別宮を中心にして、他に末寺や末社を日向国を除く九州中に多数有していたことが確かめられるのである⁽¹⁾。更に九州五所別宮の中には、国内外に末宮を有する場合があつた。例えば正八幡宮は正若宮八幡宮（始良莊）・加治木若宮（加治木郷）・正八幡若宮（蒲生院）・正若宮八幡神社（栗野院）・鹿父神社（祢寝院南侯）・吉田院善神王神社（吉田院）・河上神社（祢寝院北侯）・高直神社（祢寝院志々女村）、薩摩国に若宮八幡宮（荒田八幡宮）等の末宮を有した。また八幡新田宮には新田八幡若宮（祁答院）・新田八幡宮（上甑島）・八幡新田宮（下甑島）等が知られる⁽¹⁵⁾。

このように石清水八幡宮寺を頂点として、その下に九州五所別宮や末寺・末社を配し、更にその下に莊郷の鎮守としての八幡宮を従える支配体制を、本稿では「九州五所別宮体制の成立」と評価したい。この延長上に鎌倉期の石清水八幡宮寺による別宮正八幡宮支配が展開していくことになる。

その後、南北朝期に入ると再び正八幡宮は自らの独自性を主張し始める。すなわち暦応二年（一二三三九）十一月の正八幡宮講衆殿上等訴状（桑一四号）では、「抑当社者八幡垂跡之初宮、一天擁護之靈廟也、公家武家御崇敬異他」と述べ、別の箇所では御宝前毎月御仏聖米を「神敵能清」以下が押領したとして非難している。能清とは石清水八幡宮寺から鎌倉時代後期に大隅国平山村に下向した領家了清の孫に当たる。この頃、正八幡宮が石清水八幡宮寺の支配を相対化しつつあつたことが窺える。

註

（1）「石清水祠官系図」（『続群書類従』第七輯上）。以下、「系図」と略記する。元命の活動については、飯沼賢司『八幡神とはなにか』

（角川書店、二〇〇四年）を参照。

（2）本稿では煩雑さを避けるため、出典文書の年月日と文書名は省略し、刊本の文書番号のみを記す。略号は以下の通りである。

鎌 || 「鎌倉遺文」、南 || 「南北朝遺文九州編」、田 || 「田中家文書」・菊 || 「菊大路家文書」・（『大日本古文書家わけ第四石清水文書』）、石 || 「石清水八幡宮史」（史料第四輯を④と記す）、島 || 「大日本古文書家わけ第十六島津家文書」、旧① || 「鹿児島県史料旧記雜錄前編一」、旧

② || 「鹿児島県史料旧記雜錄拾遺家わけ二」、祢 || 「祢寝文書」・他 || 「他家文書」・（『鹿児島県史料旧記雜錄拾遺家わけ六』）、神 || 「鹿児島神宮文書」・（『鹿児島県史料旧記雜錄拾遺家わけ九』）、桑 || 「桑幡家文書」・留守 || 「留守文書」・（『鹿児島県史料旧記雜錄拾遺家わけ十』）。

（3）日隈正守「新田八幡宮の社領形成過程」（夕葉会編『道標—高瀬計征先生退職記念文集』二〇〇一年）。

（4）拙稿「中世地方寺院と地域社会—大隅国台明寺を中心に—」（『歴史学研究』第七〇二号、一九九七年）。

（5）「八幡因位説」については、宮地直一「八幡宮の研究」（理想社、一九五六）一八九〇—一九一頁・中野幡能『八幡信仰』（塙書房、一九八五年）一九五〇—一九七・二〇四・二〇五頁を参照。

（6）「八幡宇佐宮御託宣集名卷二」（『宇佐神宮史料篇卷七』）。同様の説話は大永七年十二月一日の新納忠勝願文（旧②一一一〇号）にも見られる。

（7）『石清水文書之五』九〇—九八頁。

（8）『今昔物語集本朝仏法部上巻』巻第十一第十。

(9) 「神道大系神社編四七、宇佐」。

(10) 『宇佐神宮史史料篇卷四』三一〇・三一一頁。

(11) 桑六号・「大隅国鹿児島神社社記正八幡宮之御伝記」(『神道大系神社編四五、肥前・肥後・日向・薩摩・大隅』)。

(12) 中野幡能『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』吉川弘文館、一九七五年もこの説を採る。

(13) 「九州五所別宮の成立とその本殿形式」(西南地域史研究会編『西南地域史研究』第二輯、文献出版、一九七八年)。

(14) 何故日向国だけ末寺・末社が存在しないのか現時点では説明ができない。反対に宇佐宮領は日向国には多く存在する。弥勒寺領は日向国にも存在するが、九州の中では最も少ない。

(15) 日隈正守「薩摩国」・「大隅国」(中世諸国二宮制研究会編『中世諸国二宮制の基礎的研究』岩田書院、一〇〇〇年)。

二 石清水八幡宮寺の発給文書

先述のように正八幡宮は別当家である善法寺家に相伝されていった。

本章ではこの善法寺家が時代とともに文書発給者としての立場を変化させていったことを、発給文書を整理検討することにより明らかにしていく。以下のⅠ期に登場する「弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校」と、Ⅱ期の「正八幡宮検校」はいずれも善法寺家の人物が就任した職である。

【表1】は、正八幡宮支配のために石清水八幡宮寺が発給した文書を一覧にまとめたものである。ここから発給された文書の様式は、次のように大きくⅣ期に分けることができる。⁽¹⁾

II期：正安四年（一二〇二）八月一日⁽¹⁶⁾～永和元年（一二七五）七月

十八日⁽³²⁾

III期：発給文書なし

IV期：天文二〇年（一五五二）八月二六日⁽³⁵⁾～文禄二年（一五九三）

八月六日⁽³⁹⁾

(1) 弥勒寺寺家公文所下文

I期の代表的文書は次のような様式の文書である。

【史料二】弥勒寺寺家公文所下文⁽¹⁾

寺家公文所下 檢校法印⁽³⁶⁾（花押）

可早以清重法師為称寢南侯院地頭職事、
寺家公文所下 正宮公文所

右件職、為相伝之由、依訴申、賜預將軍家御消息⁽³⁷⁾々々、有限御年貢物等、無懈怠可令進済、奉為社家不可忽緒之状、依 長吏仰、下知如件、
建仁三年八月 日 公文伊勢介藤原（花押）

權寺主法師 少別當正信（花押）

寺家公文所が正宮(正八幡宮)公文所に宛てた下文で、称寢清重法師を称寢院南侯の地頭職となすべきことを命じた内容である。様式上の特徴としては、「寺家公文所下」で始まること、奉書文言に「依 長吏仰」が入ること(入らない場合もある)、書き止めが「下知如件」で結ばれ、袖に(弥勒寺・喜多院・正八幡宮)検校の花押が据えられていること、奉者として公文・権寺主・少別當等のいわゆる石清水八幡宮寺の所司層(三・五名程度)が署判を加えている事などが上げられる。

No.	年月日	地 判 書 き 出し	書 止 文 書	執 筆 (登 場 者)	宛 所	内 容	算 出 額
1	建仁3(1203)8・ (祐清)	檢校法印 寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	公文伊勢介原、检 寺大法師、少別當正 位	正宮公文所	新義清重法師を称賜南院地頭職となすべし。	称賜文書280分
2	元久2(1205)10・ (祐清)	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	公文伊勢介、检寺大 法師、少別當正位	正宮公文所	酒井道吉をして神領諸郡本村外田畠荒評等を領掌せし むべし。	鹿児島神宮文書4号
3	元久2(1205)10・ (祐清)	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	公文伊勢介、少別當 原	正宮公文所	正宮公文所公神宮傳職のことについて、毎月3ヶ月の 宿直役と神役成物等を勤仕すべし。	鹿児島神宮文書5号
4	建永2(1207)3・30 (祐清)	寺家公文所下	依 仰下知如件	公文伊勢介原、少 別當大法師、少別當 大法師	正八幡宮公文所	麥刈重能の盜妨を停止し、森義清重法師を以て地頭職 となし、本寺役紳領養院保院を勤むべし。	称賜文書299号
5	承久3(1221)5・11 (祐清)	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	方近行監中原、检寺 大法師、少別當大法 師、法橋上人位、 法眼和尚位	正宮公文所	桑西御瀬浦の田畠山野、畠在山等を元の如く酒井道 吉に領掌せしむべし。	鹿児島神宮文書13号
6	貞応3(1224)6・ (檢校法印 (祐清))	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	左衛門尉中原、检寺 大法師、少別當大 法師、法橋上人位、 法眼和尚位	正宮公文所	桂部清綱を称賜南院地頭職となすべし。	称賜文書15号
7	嘉慶元(1225)9・ (祐清)	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	公文平、左衛門尉中 原、检寺大法師、 少別當大法師、法眼 和尚位	正宮公文所	桂部清綱を称賜南院地頭職となすべし。	称賜文書19号
8	延長6(1254)8・ 案文	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件者、上 官宜文知、勿遺失、以下	刑部丞源、检寺大 法師、法橋上人位、 法橋上人位、法眼和 尚位	小浜村	御前檢校永明を小浜村介賛使職に補任する。	旧前1-525号
9	建長7(1255)8・26 (祐清)	檢納	所檢納如件	刑部丞源	?	小浜村延長6年御印式を檢査する。	旧前1-529号
10	建治9(1277)8・ (なし)	寺家政所持 (なし)	符印奉行、故符	檢校兼石清水水槽別當 法印大和尚位(尚清)	?	源原義祐を正八幡宮政所職に勤仕する。	島津家文書1166-2号
11	建治9(1277)8・ 案文	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	左衛門尉源、前准寺 主大法師、法橋上人 位	餅田村	源原義祐を餅田村所職に勤仕する。	島津家文書1166-3号
12	建治9(1277)8・ (花押)	?	依 領家仰、下知如件	左兵衛尉源、检寺大 法師、法橋上人位	吉田院中納村	息長幸道を弁济使・名主職に補任する。	錦倉道文12834号
13	建治9(1277)10・10 案文		依 領家仰、下知如件	法橋源輝	蒲生郡本名守等	大隅國馬口:檢注事について、院宣が下ったのでその沙 汰あるべし。	錦倉道文12880号
14	弘安2(1279)11・ (なし)	案文 寺家政所持	符印奉行、故符	檢校兼石清水水槽別當 法印大和尚位(尚清)		源原義祐を正八幡宮政所職に勤仕する。	島津家文書1166-6号
15	弘安2(1279)11・ 案文	寺家公文所下	依 長吏仰、下知如件	右衛門尉中原、法橋 上人位、法眼和尚位	餅田村	源原義祐を餅田村所職に勤仕する。	島津家文書1166-7号
16	正安2(1302)8・2 案文		~仰御也、仍執達如件、	法眼和尚	正八幡宮執印法橋御 房	幕後用途上品目細小袖を面々に仰せて、預所・代官等 来る11月中に沙汰進すべし。	旧前1-1064号
17	嘉慶3(1328)8・16 (祐清)		仍執達如件、	沙弥口口	出所檢控御房	正宮去令檢斷料物事について注達すべし。	旧前1-1501号
18	貞応4(1341)10・20 案文		依 長吏仰、執達如件、	沙弥尚頼、沙弥道延	正八幡宮守左衛門 入道	板越保について出所等と現地に向かい、実検を達げ、 下地・土賣を注達すべし。	旧前1-1232号
19	康永2(1343)12・7 案文		依 長吏仰、執達如件、	沙弥当膳、沙弥道延	正八幡宮守左衛門 入道	正八幡宮守左衛門 當宮御製御職の事について、御印を納めるよう重ねて の院宣が出来された。所司・神官等に相應れらべし。	南北朝1977号
20	文和5(1356)3・11 (花押)		依 領家仰、執達如件、	沙弥道延	上小川五郎	上小河村分遣使職は宍久久が廻りし、年賣を弁済すべし。 正八幡宮執印法橋御 房	旧前1-2617号
21	延文3(1358)9・4 (水清)		仍執達如件、	沙弥道順	正八幡宮執印法橋御 房	御供所職について、病氣在庄の崩篤事、上洛の久義草手等は光例 に任せて沙汰すべし。	旧前2-41号
22	延文4(1359)8・17 (水清)		仍執達如件、	沙弥道順	正宮執印法橋御房	栗崎南里の年賣以下を催促するため預所の使者を派遣する。使者在庄の崩篤事、上洛の久義草手等は光例 に任せて沙汰すべし。	旧前2-62号
23	延文5(1360)3・18 (水清)		依 長吏仰、執達如件、	少別當朝美	檢執印法橋御房	御供所職について、恭泰を上表したことはもっての外 である。御教書に任せてその職に届り御供えを全うす べし。	旧前2-58号
24	康安2(1362)6・15 (水清)		依 長吏仰、執達如件、	沙弥觀宗・少別當朝 美	正八幡宮所司神官等 中	中納言法眼坊を執印難に任じて向させる。忠節を抽ず るべし。	旧前2-102号
25	康安2(1362)10・8 なし		仍執達如件	沙弥起宗	正八幡宮所司神官等 中	執印の事、島津氏久押任の事、神與勅座の事、平山方 利説の事など。	旧前2-110号
26	貞治2(1363)4・20 (水清)		仍執達如件	沙弥觀宗、法橋朝 実	正八幡宮所司神官等 中	執印の下向に藤俊が凶異を唱えるので、すぐに從を追 放し執印を入部させよ。	旧前2-133号
27	? 4・22 (水清)		仍執達如件	沙弥觀宗、法橋朝 実	正八幡宮撫御印法橋 御房	執印の下向に藤俊が反対したが、忠節を抽じたことを 正八幡宮檢校がお聞かになった。	旧前2-134号
28	貞治5(1366)1・26 (花押1)		仍執達如件	火和守尚直、法橋朝 実	正宮留守左衛門入道	御供所職の事について、前椎原印玉賢が管領しなが ら任科が無沙汰であるので早く催促を加え執進すべし。	旧前2-155号
29	貞安元(1368)3・6 (花押1)		仍執達如件、	火和守尚直、法橋朝 実	正宮前檢執印法橋御 房	御供所職の任科を沙汰進すべし。	旧前2-187号
30	貞安元(1368)8・12 詰取		所請收如件、	火和守(尚直)、法 眼		御供所職の任科用達30貫文を請け取る。	旧前2-195号
31	貞安3(1370)3・11 (花押1)		依 長吏仰、執達如件、	法橋朝実	留守左衛門入道	轄給。加治木等の櫛原郡司主等が、下地を押作しな がら御供米を弁済しないので、御節が追訴している。 下地は奉行人に沙汰し付け、御供米は敷得に賣立てる べし。	旧前2-212号
32	永和元(1375)7・18 (花押1)		仍執達如件	法橋朝実、法誕定極	正宮留(守)左衛門 入道	出所永穏が年賣を進上せず押留している。底密の催促 を加え執進すべし。	旧前2-301号
33	寛正3(1462)9・ なし	寺家政所下	故以符	正宮檢校兼石清水八 幡宮檢校別當法印大和尚	正宮公文	御朝臣辯三郎丸を御供所職に勤仕する。	旧前2-1408号
34	承元8(1511)2・7 なし		?	石清水八幡宮善法寺法印掌 大僧都法印大和尚	?	御前法橋永穏を松敷印廟に勤仕する。	旧前2-1830号
35	天文20(1551)8・26 (祐清)		石清水八幡宮善法寺法印掌 依御執達如件	石清水八幡宮善法寺法印掌 前加賀法眼東尊	執印越前守	松敷印を執印廟に勤仕する。	御守文書1号
36	天文20(1551)9・6 (掌拂)		石清水八幡宮善法寺法印掌 濱松御執達如件	石清水八幡宮善法寺法印掌 前加賀法眼東尊	守宇左衛門尉	紀原親を留守職に勤仕する。	御守文書2号
37	永祿元(1568)8・16 案文		石清水八幡宮善法寺法印掌 依御執達如件	石清水八幡宮善法寺法印掌 前加賀法眼東尊	執印兼殿後守	怠慢道延を執印職に勤仕する。	桑野家文書3-1号
38	天正4(1576)9・10 (光清)		石清水八幡宮善法寺法印掌 依御執達如件	石清水八幡宮善法寺法印掌 加賀法眼東尊	正轉印	正轉印御景観を留守職に勤仕する。	御守文書3号
39	文禄2(1593)8・6 案文		石清水八幡宮善法寺法印掌 依御執達如件	石清水八幡宮善法寺法印掌 加賀法眼東尊	執印桑輪壁後守	怠慢道延を執印職に勤仕する。	桑野家文書5-6号

【表1】石清水八幡宮寺発給文書一覧

※袖判の項で、「(祐清)」とあるのは、祐清の袖花押が据えられていることを表す。

〔出典略号〕

- ・旧前1=『鹿児島県史料旧記録前編1』
- ・旧前2=『鹿児島県史料旧記録前編2』
- ・島津家文書=「大日本古文書家わけ第16 島津家文書」
- ・録倉造文=竹内裡三編「録倉造文」
- ・南北朝=瀬野精一郎編「南北朝造文 九州編」
- ・御守文書=「鹿児島県史料旧記録拾遺家わけ1」
- ・鹿児島神宮文書=「鹿児島県史料旧記録拾遺家わけ9」
- ・留守文書=「鹿児島県史料旧記録拾遺家わけ6」
- ・桑野家文書=「鹿児島県史料旧記録拾遺家わけ10」
- ・(以下同じ)

ところで、この文書様式については、「石清水八幡宮寺公文所下文」

等と捉える理解がなされたりしていたが⁽²⁾、この寺家が石清水八幡宮寺ではなく、宇佐弥勒寺の寺家であることを明らかにしたのは、管見の限りでは、『大分県史料(二)第一部・宇佐八幡宮文書之二諸家文書』⁽³⁾が早い例である。この後、『大日本古文書家わけ第十六・島津家文書之三』

なども同様の文書名を付しているようである。

しかし、これらは古文書集であるという性格上、文書名に「宇佐弥勒寺」が付されるだけで、詳しい説明がないため、後の研究に充分活かされることはなかつた。また、弥勒寺の寺家であるとわかつても、署判を据えている人物達が石清水八幡宮寺の関連者であるといふことも不明なままであつた。

その後、田中健二氏が同様の寺家公文所下文を広く蒐集し、その意義を解明し、寺家が宇佐弥勒寺であり、その構成員が在京の石清水八幡宮寺の祠官達であることを明らかにした⁽⁵⁾。これ以後、弥勒寺領に関する研究が格段に進歩した。しかし、田中氏の研究は十三世紀初頭から後半にかけての期間に限定されていて、これ以降の歴史的変化の過程が明らかになされていない。本稿でいうⅠ期～Ⅳ期への変化の過程とその要因を探る必要が存する所以である。

猶、鎌倉期の石清水八幡宮寺には二六種類の諸奉行が置かれていたが、その中で公家・諸院宮・僧家・諸家・武家等の各権門ごとに奉行が設定されていたことが注目される。この奉行の一一番初めに「公家并弥勒寺正宮」⁽⁶⁾〔六五二・六六二〕⁽⁷⁾が見える。これは石清水八幡宮寺と正八幡宮等との接衝にあたつていた奉行と思われるが、弥勒寺寺家との具体的な関わりなどは不明である。

(2) 正八幡宮検校御教書⁽⁷⁾

続いて鎌倉時代末期から南北朝時代にかけてが、Ⅱ期に相当する。具体的には次のような文書がある。

【史料三】正八幡宮検校御教書案⁽⁸⁾

「正文在国分宮内沢氏」

「本家御教書案」

在御判

板越保事、任先例、田所等相向彼所、遂寒檢、云下地、云土貢、任実正、載起請之詞、可注進之由、可被下知候旨、依長吏仰、執達如件、

曆応四年十月廿日

沙弥尚順

謹上 正八幡宮留守左衛門入道殿

桑東郷板越保について、田所等と現地に向かつて実檢を遂げ、下地・土貢等を注進するように正八幡宮留守に命じた文書である。

この文書を含めてⅡ期の文書全体について、これらが石清水八幡宮寺から出された本家御教書であり、この様式が鎌倉期の弥勒寺寺家公文所下文(Ⅰ期)を引き継いだものであることなどを指摘したのは福島金治氏である⁽⁸⁾。しかし、福島氏はⅡ期の文書を石清水八幡宮寺の誰が出したのか、Ⅰ期からⅡ期へ何故様式を変化させる必要があつたのかなど重要な問題点に関して論及していない。

そこで、Ⅱ期の文書についてもう少し掘り下げて検討してみたい。まず様式上の特徴としては袖判があること、書き止め文言が「依長吏仰、執達如件」となる場合が多く、奉者は一ないし二名の沙弥・法橋・少別当等であることなどが上げられる。書き止めに見える「長吏」が袖判を

加えた人物を指すことはⅠ期と同じである。それではここに花押を据えている人物は誰かというと、【表1】の花押から人物比定を試みると、通清と永清の名が明らかとなる⁽⁸⁾。彼らは一人とも正八幡宮検校職を有した人物であった。

また、奉者については、Ⅰ期で見られる所司層が見えなくなり、代わってⅡ期には、尚祐・尚順・尚直・道延・道順・朝実・觀宗等が見える。

尚祐は正八幡宮検校である尚清の子息で御殿司を務めた。祠官に補された後は義清と改名している(【系図】)。尚直は大和守尚直があるので「尚」を通字とする中原氏一族である⁽¹⁰⁾。

道延・道順は「道」を通字とした一族である。特に道延は暦応二年(一三三九)に本家の使者として正八幡宮に下向したことが知られ、「御使越中前司入道々延」とある(桑一一四号)。

朝実は「実」を系字に持つ僧侶に分類できる。他には、「權寺主大法師慶実」(石④六五九貢)、「都維那大法師朗実」(田五四号)、「法眼頼実」(菊二五六号)、「讚岐法眼堯実」(石④二四七貢)等が見られる。

觀宗は「觀」を系字に持つ僧侶のグループに分類できる。他に文和三年(一三五四)の「沙弥觀惠」が見られる(南三五六〇号)。

元応元年(一三一九)八月日弥勒寺權別當方祇候人數等定書(菊四九号)には、通清方に祇候すべき人名が多く上げられている(Ⅱ期の奉者はここには見えない)。ここには「尚」を系字とする僧侶グループの尚勝、「尚」を通字とする中原氏一族の尚名・尚淳等、「道」を通字とする道周・道員等が見える。これらの人々は一族・師弟で善法寺家に仕えた祇候人達であったと思われる。

以上要すると、Ⅰ期からⅡ期への変化は、弥勒寺寺家公文所下文から

正八幡宮検校御教書への変化と捉えられる。Ⅰ期では、「寺家公文所」という機構が石清水八幡宮寺の所司層を奉者として発給していたが、Ⅱ期ではこの機構がなくなり、袖判の主の祇候人(子息も含む)である奉者が発給した文書様式に変化した。

実態としてはいずれの文書も善法寺家が発給していたが、Ⅰ期とⅡ期の検校職の内容が変化したことが重要である。つまり、Ⅰ期では「弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校」と「正八幡宮検校」に分離したのである。この現象が文書様式の変化に反映されたのであろう。

猶、Ⅱ期の文書様式と同様の文書は弥勒寺に対しても発給されているが(【表2】参照)、奉者に関してはⅡ期と重複が認められない。但し、系字の一致等から関連はあると思われる。つまり、弥勒寺に対して出された文書と正八幡宮に対して出されたⅡ期の文書は、様式的には一致するが、それぞれ別個の発給主体によって出された別の文書と解される(弥勒寺に対して出された文書は「弥勒寺・喜多院検校御教書」と呼ぶことが可能であろう)。但し、お互いの奉者に関連性が見出せることから、同じ石清水八幡宮寺内で発給されたと思われる。

No.	年月日	袖判	書止文書	奉者(登録者)	宛所	内容	出典
1	文保元(1317)・4・16 (尚清?)	長侍仰所候也、仍執達如件、散位諸成・法構尚蔚	留守中判官	弥勒寺領内藤学院坊地・田井田屋敷等への留守代官の造乱を停止し、神孝に賛同する。	総合遺文26160号		
2	元応2(1320)9・9 なし	~之状如件、	鄭正忠尚文	特普を元の通り当寺土器兵職を頒給させる。	総合遺文27570号		
3	正中3(1326)4・ なし	~之状如件、	沙弥	出裏別当をして弥勒寺領諸郷を安堵せしむ(辰吏御下知の施行)。	総合遺文23474号		
4	永和3(1354)3・10 (子清?)	依仰執達如件、	沙弥觀惠・左衛門尉宗義	弥勒寺領内三庭名への安東孫次郎入道助阿以下の輩の造乱を停止させる。	南北朝3660号		
5	承徳4(1384)2・30 なし	~所被仰下候也、仍執達如件、	法眼頼実	弥勒寺領山下保代官職・法光兄弟知行の科田等を急速に去り資すべし。	南北朝5815号		
6	至徳元(1384)10・9 なし	~所被仰下候也、仍執達如件、	法眼頼実	弥勒寺領山下保の近年の年貢を急速に沙汰すべし。当年の所務職は不日法光に去り渡すべし。	南北朝5844号		

【表2】石清水八幡宮寺の弥勒寺宛て発給文書一覧(14世紀)

(3) 石清水八幡宮寺善法寺家御教書

II期の後およそ一七五年間空白の時期（III期）がある。石清水八幡宮寺による正八幡宮の支配は、実質的にはII期を以て終焉を迎えたといえる。

ところが、十六世紀半ばになつて、突如両者の関係が復活される（IV期）。次に【史料四】を検討してみよう。

【史料四】石清水八幡宮寺善法寺家御教書写⁽³⁶⁾

（花押）
（^押清）

「在正文」

大隅國正八幡宮留守職之事、以紀景親所被補任彼職也、早被存知其旨、專神事・祭祀之由、石清水之八幡宮善法寺法印掌清依仰執達如件、

天文廿年九月六日

前加賀法眼東尊

留守左衛門尉殿

紀景親を正八幡宮留守職に補任した善法寺掌清の御教書である。袖判は掌清で、その意をうけて前加賀法眼東尊が御教書を発給している。他のIV期の文書の奉者である駿河法橋光尊・藤木民部卿周尊・加賀法眼快尊等も、「尊」を通字に持つ藤木氏一族と思われる。この藤木氏は「善法寺下藤木大式法橋」（菊二七四号）とか「善法寺様御内藤木左京殿」（菊四九七号）と呼ばれており、善法寺家の被官衆であったことがわかる。⁽¹⁾

【史料四】が、II期までと大きく異なるのは、「石清水之八幡宮善法寺法印掌清依仰」という奉書文言が入つたことである。これまでの文書は、あくまでも正八幡宮検校の立場で出されていたのに対し、ここに至つて石清水八幡宮寺の善法寺家という別当家の当主の立場でこの文書が

出されるようになったのである。

以上、I・II・IV期それぞれの支配文書の代表的なものを取りあげて、様式の変化を検討した結果、I期～IV期へ進むに従つて、支配する石清水八幡宮寺（善法寺家）が表明する立場が「弥勒寺寺家」→「正八幡宮検校」→「善法寺家」へと推移していくことが確認できた。

次章では善法寺家が表明する立場が変化する理由を正八幡宮検校職の相伝という面から検討を加えてみたい。

註

（1）細かく見ていけば、I・II・IV期の様式のいずれにも当てはまらない文書が四通存在する。

①建治三年（一二七七）八月日弥勒寺寺家政所符案（表1）のNo.10を⁽¹⁹⁾と略記する

②弘安二年（一二七九）十一月日弥勒寺寺家政所符案⁽³³⁾

③寛正三年（一二七九）九月日寺家政所下文案案⁽³³⁾

④永正八年（一五一一）二月七日石清水八幡宮惣檢校補任状⁽³⁴⁾

①に關しては既に田中健一氏の指摘がある。それによれば、政所は弥勒寺領に関する事項の奏請や留守職の補任など、最高の寺務管理や对外的な代表の役割を担つた機構といわれている。この政所から公文所が分化独立して成立したという（宇佐弥勒寺領における莊園制的關係（一）一本家について」、「九州史学」第七五号、一九八一年）。①の他に事例がなく詳細はわからない。鎌倉時代以降はあくまで公文所が中心的な位置を占めていた。③は同様に寺家政所が出した文書であるが、書き出しが「寺家政所下」であるの対して、書き止めが「故以符」で終わつていて、様式上若干の疑惑が存する。この頃もまだ政

所が存在していたのであろうか。①～③はいずれも発給者は正八幡宮検校一人である。④は本文の途中が省略されているが、石清水八幡宮惣檢校權大僧都法印大和尚位が、御前法橋永觀を權執印職に任じたものと推測される。③④は時期的にいえばⅢ期に相当するが、③はまだ正八幡宮検校が発給しているので、前のⅡ期的要素を兼ね備えている。④は正八幡宮検校以外の人物が初めて出した文書である点を重視すると、Ⅳ期が登場する前の過渡期の文書と位置付けられる。

(2) 前掲伊藤「石清水八幡宮」。

(3) 大分県史料刊行会編、一九五九年。

(4) 東京大学出版会、一九六六年。

(5) 前掲田中「宇佐弥勒寺領における莊園制的關係(一)」。

(6) 前掲伊藤「石清水八幡宮」・『石清水八幡宮史首卷』四四頁。

(7) 御教書とは本来、三位以上の人及びこれに准ずる人の意を伝える文書であるので、厳密な意味で【史料三】は御教書と言えない。しかし、広義には貴人の意を承る奉書を指すこともある(『日本国語大辞典第十八卷』五二〇頁)。また【史料三】の端に「本家御教書案」とあること、【史料三】を指して「御教書」と呼んだ史料(旧①一二三八号)があること等から、本稿では「正八幡宮検校御教書」と呼称する。

(8) 福島金治「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」(『中世一宮制の歴史的展開上・個別研究編』)。

(9) 【表一】の〔28〕〔29〕〔31〕〔32〕の袖判(花押1)は同一人物

の花押である。この花押が誰であるか明らかにしがたいが、若干の推測を試みてみたい。永清に統いて正八幡宮検校職を継承する可能性がある人物として、永清の子乗清(応安三年(一一三七〇)誕生)、孫の

要清(明徳四年(一一三九三)誕生)、通清の子の昇清(貞治三年(一一三六四)入滅)、孫の了清等が上げられる。了清以外の三人は年代的に合わないので、了清が最も可能性が高いと思われる(実際後に正八幡宮検校となっている)。但し、永清が途中で花押の形を変えた可能性も否定できない(永清は康暦三年(一一三八一)入滅)。ここでは、永清と了清の二名を(花押1)の候補者として上げておきたい。

(10) 中原氏に関しては、徳永健太郎「宇佐弥勒寺『寺務職』成立の背景」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要・第四分冊』第四六号、二〇〇〇年)参照。

(11) 錫代敏雄「戦国期の境内都市『八幡』の構造」(同『戦国期の石清水と本願寺—都市と交通の視座』法藏館、二〇〇八年、初出は二〇〇四年)。

三 正八幡宮検校御教書成立の背景

前章で触れた【史料二・三】の袖に花押を据えていたのは、正八幡宮検校職にあつた人物である。本章では、この正八幡宮検校職の内容を明らかにし、その相伝過程を検討しながら、Ⅰ期からⅡ期への文書様式変化の要因について考察してみたい。¹⁾

猶、正八幡宮検校職を含む鎌倉時代の善法寺家の所領相伝過程に関しては先行研究²⁾に詳しいので本稿では出来るだけ重複を避け、必要な部分のみ言及する。

(1) 正八幡宮検校職の成立

そもそも検校とは、「寺社の事務、僧尼の監督などをすること、またその職」を言う。正八幡宮に所属した神人達の中にも、御前検校・修理

所検校・御供所検校・御馬所検校・政所検校等が確認できるが（神一号）、彼らはそれぞれの「所」を統轄する監督者と位置づけられる。従つて、正八幡宮検校とは正八幡宮全体を監督する最高位の「社務執行」（菊二六号）者といえる。

石清水八幡宮寺の別宮の検校は他に、笠崎宮（田五〇七号）・香椎宮（田四一九号）・宇美宮（田五八六号）等にも見える。九州五所別宮のなかで検校が設定されたのは正八幡宮だけである。

正八幡宮検校職の史料上の初見は、正治元年（一一九九）七月三〇日の太政官符（田四二五号）で、「宇佐弥勒寺并喜多院・正宮検校職」と見える。これ以後、石清水八幡宮寺関係の文書に多く登場し、寛正三年（一四六二）九月日寺家政所下文⁽³³⁾を最後に史料から見えなくなる。

「宇佐弥勒寺并喜多院」とは、宇佐弥勒寺講師職（弥勒寺の長官）と喜多院検校（宮寺惣検校）・弥勒寺の莊園を管理する）を合わせたもので、宇佐弥勒寺最高の寺務統轄者といえる。大治三年（一一一八）十月二二日石清水八幡宮寺の光清が初めて検校に補任され（講師はこれ以前にも例あり）（田四一四号）、これ以後石清水八幡宮寺祀官紀氏が代々独占的に相伝していく。光清の後、任清・慶清・成清・祐清と続き、祐清から以降正八幡宮検校職をも兼帶するようになる。⁽³⁴⁾

史料から正八幡宮検校職にあつたことが確かめられる人物は、祐清・秀清・棟清・宝清・宮清・尚清・肇清・通清・康清・永清・了清・宋清の十二人である（以下、適宣三四頁の【石清水祠官略系図】を参照）。

祐清以降、彼の子孫・善法寺流に相伝されていったが、これは代々公家の沙汰として造営を行つてきた大講堂の修理を祐清が私力を以て建仁元年（一一〇一）に完成させたことによる（田四二六号）。

それでは正八幡宮検校職は一体いつ成立したのであろうか。祐清は成清から建久元年（一一九〇）十月に宇佐宮弥勒寺講師并喜多院司を譲与されたが（田四一四号）、この段階では未だ正八幡宮は弥勒寺の末宮とはなつていなかつた。そのためここに正八幡宮検校職は見えない。先述のように、建久六年（一一九五）に成清が九州五所別宮のことを申請し、翌七年にこれが認められて正八幡宮が弥勒寺に付された。また正八幡宮検校職の史料上の初見は正治元年（一一九九）であつたので（田四二五号）、正八幡宮が九州五所別宮となつた直後に正八幡宮検校職が成立したものと思われる（史料的に確認は出来ないが、建久七年（一一九七）正治元年の間に成清が正八幡宮検校職であつた可能性がある⁽³⁵⁾）。

（2）正八幡宮検校職の相伝

正八幡宮検校職にはそれに付随する莫大な莊園群⁽³⁶⁾・正八幡宮領があり、そこから上がる収益は膨大であつた。正八幡宮検校職の相伝がスムーズに進まない時は、この職をめぐつて相論が起つた。基本的には正八幡宮検校職にある者が正八幡宮領をも領有する場合が多かつたが、両者が分有される事もあつた。

例えば承久二年（一一一〇）十二月、祐清は讓状を認めて子息等に所領を譲るが、宝清には正八幡宮領の三軒堂・上小河・栗野南北両村他を、棟清には弥勒寺・正八幡宮検校執行職のみを譲つた（田一六九号）。この時初めて正八幡宮検校に正八幡宮領が全く譲与されないという事態が起つた。

弘長元年（一二六一）十一月日の後嵯峨院院下文は、宇佐弥勒寺講師并喜多院司・正八幡宮検校職を宮清の門弟等が相伝執務すべき裁定を下した文書である（菊三号）。相論の論点は多岐に渡るが、この相論の根

本的な原因是、祐清が棟清と宝清に正八幡宮検校職と同宮領を別々に譲与し、しかも棟清分には一期という限定をつけたことにある。その後、宝清は子の宮清へ譲与し、その子孫に相伝させたいという願望を持った。

同様に棟清の方も宮清の後には、子の妙清を復活させたいという強い希望があつた。⁽⁸⁾

相論の結果は、承元の院序下文と正嘉の院宣に任せて、宮清の門弟が執務相伝すべき事が裁定された。このように、正八幡宮検校職は、親から子へという通常見られる相続形態からはずれた時（ここの場合には、父が二人の子供に正八幡宮検校職と正八幡宮領を分有させた）、親子・兄弟の間で激しい相続争いが繰り広げられた。同様の事例はこれ以後も数回見られる。

ところで、正八幡宮検校職の補任はどのように行われたのであらうか。正八幡宮検校職を先師から譲り受けて朝廷に安堵の奏状を提出し、太政官符により正式に認定されるという手続きが存在した。これは正治元年七月三〇日の太政官符（田四二五号）を嚆矢とする。⁽¹⁰⁾ 以後、秀清（田四二六号）・棟清⁽¹¹⁾・宝清（菊二八号）・宮清（菊二九号）・尚清（菊三〇号）の代に同様の手続きが取られた。肇清の代以降にはこの手続きが見られない。⁽¹²⁾

それでは何故、肇清の代から太政官符が出されなくなるのであらうか。恐らくこれは正八幡宮検校職相伝の変化に原因が求められると思われる。そもそも正八幡宮検校職が史料に現れるより前、永承二年（一〇四七）に弥勒寺講師の補任について太政官符が大宰府に出されていた（田四〇六号）。その後、寛治元年（一〇八七）にはこれに「喜多院司」が付加され（田四〇八号）、正八幡宮検校職は更にこれに付加される形で史料には登場する。従つて本来的には、この三つの職（弥勒寺・喜多院・正八幡宮檢

校）がワンセットになつて初めて、太政官符により補任が追認されたと思われる。この原則が崩れたので、太政官符が発給されなくなつたのはなかろうか。

肇清の代以降、職の相伝をめぐる相論や弥勒寺・喜多院検校と正八幡宮検校が兄弟で分有されるという現象が起り、職の相伝が変化する時期を迎える。つまり朝廷が職の相伝に関して安堵を与える価値がなくなつてしまつたと捉えためと考えられる。⁽¹³⁾

尚清の後、肇清→通清→康清へと正八幡宮検校職が相伝されるが、いずれも短期間で交代している。またこの頃、それまで弥勒寺・喜多院検校職と正八幡宮検校職はセットで相伝されていたものが、分離して相伝されるようになる。以下、この三代の間の正八幡宮検校職をめぐる相伝過程を概観して、このような現象が生じた原因について考えてみたい。

永仁五年（一二九七）六月日の尚清处分帳（菊四五号）によれば、肇清には「弥勒寺・正八幡宮・喜多院検校職」が、弟の通清には坊領・弥勒寺領・正宮領等多数の所領が譲与された。但し、通清はこの前年に生まれたばかりであったので（系図）、五歳になつて祠官に補され正八幡宮検校職となるまでは、弥勒寺・喜多院検校職（肇清の一期分）と正八幡宮検校職は肇清が沙汰すべきとされた。ここでまたしても、通清が祠官になるまでという限定付きではあるが、正八幡宮検校職と正八幡宮領の領有者が異なるという事態が発生した。

更に重要な点は、通清が祠官になつた時に弥勒寺・喜多院検校職と正八幡宮検校職が分離される可能性が生まれたことである。通清が数え年五歳になるのは正安二年（一二〇〇）である。これは前章で触れたII期の文書様式（正八幡宮検校御教書）の登場の時期⁽¹⁴⁾と符合している。

しかし、実際には分有されることはなかつた。詳しい事情はわからないが、この頃の両職の領有をめぐる混乱が文書様式の変化をもたらした可能性が高いと思われる。

正安二年六月二一日、「弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校職并房領已下事」を尚清の处分状に任せて通清に相伝領掌させるよう伏見院院宣（菊五号）が出された。この尚清の处分状は残っていないが、通清は数え年五歳で実際に正八幡宮検校になつた。

また弥勒寺・喜多院検校職についても、肇清の一期分であつたはずであるが、これも通清に安堵されている。肇清は正安三年正月一日法印を辞退し、十八歳で遁世した。「系図」には「不孝遁世」と記されている。

尚清は応長元年（一三一）十二月十五日、末子康清に「正八幡宮検校職并庄園田畠屋々敷山上山下坊舍敷地等」を譲与した（菊一〇二号）。その内容は、①正八幡宮検校職、②正八幡宮領、③別相伝領他に分類できる。注目すべきは、ここには弥勒寺・喜多院検校職が全く見えないことである。既述のように、この時同職は通清が領有していた。その証拠に、

元応元年（一三一九）八月日の弥勒寺権別当方祇候人数等定書（菊四九号）

には、正八幡宮検校職や同宮領は一切見えない。弥勒寺・喜多院検校職と同寺領は通清が、正八幡宮検校職と同宮領は康清が領有するという兄弟での分有体制が成立した。^[14]

永清が正八幡宮検校であつた時代、通清の子昇清が巻き返しを図つた。

貞治二年（一三六三）十一月二日足利義詮御判御教書案（南七〇八七号）

によれば、昇清が大隅国正八幡宮領等に関する訴えを起こした。その結果、還補の綸旨が下され、下地を昇清の雜掌に打ち渡すように命ぜられたことがわかる。この頃昇清が足利尊氏と結んで勢力を盛り返し、善法

寺家の嫡流と見なされるようになつていて^[15]いることが関係していると思われる。正八幡宮検校職については明記されておらず不明である。

その後昇清の子孫の了清・宋清に正八幡宮検校職は伝えられた（菊七号）。通清の後康清へ相伝された正八幡宮検校職は、永清を経て、了清・宋清へ伝えられることになり、再び通清の系統に戻つた。正八幡宮検校職は宋清をもつて史料上から見えなくなる。

前章で検討したⅠ期の文書様式からⅡ期の様式へ変化するのも、尚清が子息等に譲与を繰り返した時期に当たる。これ以前は「弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校職」と表記されていた。つまりこの三つの職をセットで有している場合だけ、弥勒寺寺家公文所下文を発し得た。しかし、弥勒寺・喜多院検校と正八幡宮検校が分離してしまい、正八幡宮検校のみを有している者は、以前と同様Ⅰ期の文書様式を使用するのはためらわれたのではなかろうか。それで、Ⅰ期にかわる新たな様式が模索され、袖に検校自らが花押を据え、彼の祇候人等が奉者となる御教書という様式が選択されたのであろう。

註

(1) 筆者はかつて大隅国市成の相伝過程を考察した際、正八幡宮検校職の重要性を指摘し、その意味と職の相伝について概略を述べたことがある（『平安～南北朝期の輝北』、『輝北町郷土誌』二〇〇〇年）。

(2) 前掲田中「宇佐弥勒寺領における莊園制的関係」・徳永健太郎「鎌倉時代の八幡宮寺—善法寺坊家領の展開—」（『日本史叢考』第二三号、一九九七年）・遠史香「南北朝期の石清水八幡宮祠官家と幕府政策—足利將軍家八幡御師職の成立をめぐって—」（『ヒストリア』第一五六号、一九九七年）。

(3) 『日本国語大辞典第七卷』二八五頁。

(4) 史料上では大よそ四通りの表記が見られるが、いずれも実態は同じと考えられる。①「弥勒寺・喜多院・正八幡宮等検校職」(田四二号)、

②「弥勒寺并喜多院・正宮檢校職」(菊六号)、③「弥勒寺・正八幡宮檢校寺務社務執行職」(菊二六号)、④「弥勒寺・正八幡宮・喜多院檢校職」(菊三一号)。弥勒寺・喜多院・正八幡宮の三つの職の組み合わせ方に異同があるが、史料の引用以外では基本的に「弥勒寺・喜多院・正八幡宮檢校職」を使用する。

(5) 寛弘年中(一〇〇四)～(一〇一二)、藤原道長の建立で、「近世宇佐宮古図」によれば、弥勒寺北大門の北に位置する(前掲中野『八幡信仰史の研究(増補版)下巻』五三五頁)。

(6) 中山重記「石清水八幡宮宇佐宮弥勒寺の本家となる」(同『宇佐八幡宮の研究(1)』私家版、一九八五年、初出は一九七八年)。

(7) 典拠史料は煩雑となるので一々上げない。前掲拙稿「平安・南北朝期の輝北」参照。

(8) 前掲土田「九州五所別宮の成立とその本殿形式」も檢校職補任と別宮化とを関連付けて考察している。

(9) 建長四年十月四日に宮清一期の後に「弥勒寺并喜多院・正宮檢校職」を妙満に伝えるよう後嵯峨院院宣(菊六号)が下っているが、他に関連史料もなく、実際のところ効力があつたかどうかは疑問である。

(10) 太政官符はいすれも大宰府に対して出されている。これ以降の文書の流れについて、例えば「宇佐宮弥勒寺講師并喜多院司」の補任について、太政官符を施行した大宰府から豊前國司に宛てた大宰府符(田四〇九・四三二号)の存在が知られる。この事例から推測すると、太政官

→大宰府→豊前國司→豊前國在庁官人へと伝えられたと思われる。正八幡宮檢校職が成立した後では、大隅國司に対しても大宰府符が出されたのかどうか不明である。

(11) 棟清を正八幡宮檢校に補任した太政官符は現存していないが、『石清水文書之二田中家文書』に「棟清 承元々年十二月符、秀清 建永元年六月五日符、宝清 嘉祐四年三月廿七日符、宮清 仁治三年九月廿一日符、尚清 弘長三年十二月廿日符」(一三六・一三七頁)と見える。秀清・宝清・宮清・尚清等に見える年月日は、彼らを弥勒寺檢校等に補任した太政官符の発給された年月日と一致する(秀清に出された太政官符の発給年月日は建永元年六月九日が正しい(田四二六号))。このことから、本来は棟清に対する太政官符も出されていたと考えられる。

(12) 太政官符以外で院宣が出された事が一例見出せる。尚清は永仁五年(一二九七)に、当時一歳の通清が五歳になるまでの間、肇清に弥勒寺・喜多院・正八幡宮檢校職を譲与した(菊四五号)。通清が数えて五歳となる正安二年(一二三〇〇)、「弥勒寺・喜多院・正八幡宮檢校職并房領已下」を通清に相伝領掌させるべき伏見上皇院宣が出されている(菊五号)。これ以後は、正八幡宮檢校職に対する朝廷からの安堵は全く見られない。

(13) 肇清以降、正八幡宮檢校職は誰からも補任されていない。

(14) 前掲徳永「鎌倉時代の八幡宮寺」も両職分有による影響を重視する。

(15) 前掲達「南北朝期の石清水八幡宮祠官家と幕府政策」。

四 執印による支配

前二章では善法寺家の発給文書の変化を、正八幡宮検校職の相伝に注目しながら考察した。本章では、石清水八幡宮寺が別宮である正八幡宮を、執印を通してどのように支配したのか検討する。

執印は正八幡宮所司のなかで最高位の者で、薩摩国八幡新田宮の場合と違つて非常置・非世襲であつたといわれている。時には石清水八幡宮寺から直接派遣されることもあつた。^[1] 文正二年（一四六七）正八幡宮權執印某申状案に見える「執印者八幡御代官一社惣官職」（島一一八一号）という文言は、このような執印の性格を端的に述べたものと思われる。^[2]

【史料五】正八幡宮執印下文（神十二号）

下 正宮公文所

可早以修理執行覺順直免園并北小園等、引募^(參)石牘宮毎月參箇度仁王

講^(談)免事、

右園等任覺順申請、為國土泰平、本^(參)執印所司神官神人土民息災安穩福壽、增^(長)円滿、於石牘宮毎月參箇度可勤行仁^(主)講讀之狀如件、

建治三年八月九日

執印法橋上人位（花押）

執印が正八幡宮公文所に宛てた下文で、直免園・北小園等を石牘宮において毎月三回実施される仁王講讀免として引き募るよう命じている。

注目すべきはその理由で、「為國土泰平、本^(參)執印所司神官神人土民息災安穩福壽、増^(長)円滿」と言つてゐる。ここには、執印が有した世界觀（國土—本家—執印—所司—神官—神人—土民）が明快に語られていて興味深い（執印が所司・神官・神人等とは別に書かれ、本家の次に置かれていることに注意）。執印自身を含めた、本家を頂点に据えた身分

世界が見て取れる。上は本家から下は土民等迄の息災安穩福壽・增長円満を祈ることが、執印の究極の目的であつたのである。そしてそのことがとりもなおさず、別宮正八幡宮支配をスムーズに進めることに繋がるのであろう。

次に、鎌倉時代の執印の出自について考えてみたい。石清水文書のなかに『八幡祠官俗官并所司系図』^[3] という史料があり、ここに正八幡宮の執印に関する記述が散見される。「正宮執印」という注記があるので以下の三家の人々である。

①盛（成）兼→昌兼→成運→昌快

成慶

②成禪→榮禪

③院能→院勝

①の盛（成）兼は承久三年（一二二一）に執印であつたことが史料から確認できる（神十三号）。また成慶の項には「正宮執印舍兄成運讓補之」とあって、兄の成運の譲りにより執印に補任されたことがわかる。②の成禪は寛喜元年（一二二九）より以前に執印であつた微証がある（鎌三九〇一号）。③の院勝は弘安二年（一二七九）に執印の在職が確認できるが（島一一六六一八号）、本系図では正宮執印とは見えず、父の院能にのみに記載がある。

鎌倉時代の執印で別の史料から実名が判明するのは、右記の三名だけである。他は不明な点が多い。系図という史料的な限界は充分考慮されなければならないが、他の史料で裏付けが確認できる人物が記載されていること等から概ねこの記述は真実と認められてよいものと思われる。

以上のことから、鎌倉時代の執印に関して以下の二点が明かとなる。

一点目は、執印には石清水八幡宮寺の所司俗官が代々補任されていたらしくこと。二点目は、執印職は所司俗官の特定の家に父から子へ、または兄から弟へ相伝されていた（系図には三家見えたが、どのような順番で相伝したかは不明）ことである。⁽⁴⁾従来、執印は非世襲と言わっていたが、系図を検討した結果、三家のなかで世襲されていたことが判明した。史料に登場する執印を一覧表にまとめたのが【表3】である。この内鎌倉時代までの執印は全て石清水八幡宮寺の関係者と考えてよい。彼らが本家石清水八幡宮寺の意をうけて正八幡宮を支配した。先に示した「執印者八幡御代官」（島一八号）とは、このような事実を述べたものであろう。

ところで、執印は正八幡宮の中で最高位の職であるので、当初は所司・神官等の筆頭の位置に署判を据えている。この傾向は、応徳四年（一〇八七）二月八日（旧①一五号）～建永二年（一二〇七）五月十七日（新一七〇号）まで確認ができる。言い換えると、この時期執印は現地正八幡宮の支配機構の内部にあって、本家からの命令を受ける立場にあつたといえる。

この関係に変化が見えるようになるのは、建治三年（一二七七）からである。すなわち、【史料五】では、執印法橋上人位が正八幡宮公文所に宛てて下文を出し（執印が有する世界觀では、彼は所司・神官・神人等とは別の存在であった）、同月十九日の執印法橋某下文案（島一六六一五号）では、執印が本家の補任状をうけて公文所に下文を発給している。この変化を図示すると下のようになる。ここで（1）と（2）の間が七〇年ほど開いているのは、残存史料の問題に起因する。

（1）本家（寺家）→正八幡宮公文所（含執印）：建永二年（一二〇七）まで

（2）本家（寺家）→執印→正八幡宮公文所：建治三年（一二七七）から

※→は文書の流れを示す

同様の事例は、弘安二年（一二七九）十二月七日法眼某下文案（島一六六一八号）でも見られ、本家が藤原信祐を政所職に任せたが、本来ならば執印伊予寺主院勝が施行すべきであるが、関東に参向しているので、

No.	年月日	西暦	執印名	出典
1	応徳4・2・8	1087	執印兼講師伝燈大法師位	旧前1-15号
2	寛治2・3・	1088	大法師行賢を執印職に補す	鎌倉遺文4430号
3	保安2・2・2	1121	執印伝燈大法師	鹿児島神宮文書1号
4	保安2・6・11	1121	執印大法師	称穀文書639号
5	天承元・9・17	1131	八幡正宮執印僧行賢	旧前1-17号
6	天承2・4・23	1132	執印大法師	『石清水文書之5』90・91頁
7	保延5・8・	1139	行賢法師の所勘に従い、宮務を勤行すべし	鎌倉遺文4430号
8	永治元・10・	1141	隆賢、執印職に補す	鎌倉遺文4430号
9	康治元・9・20	1142	正宮執印僧行賢	旧前1-24号
10	久安5・9・	1149	執印隆賢の所勘に従い、社務を勤行すべし	鎌倉遺文4430号
11	建仁4・3・	1204	執印大法師	旧前1-211号
12	建永2・5・17	1207	執印兼少別当大法師	称穀文書270号
13	承久3・5・11	1221	前執印法橋成兼卿	鹿児島神宮文書13号
14	嘉禄2・11・4	1226	執印代人法師	鹿児島神宮史50頁
15	寛喜元・5以前	1229	法橋成禪、成禪當宮執印也	鎌倉遺文3901号
16	建治3・8・9	1277	執印法橋上人位	鹿児島神宮文書12号
17	建治3・8・19	1277	執印法橋上人位	島津家文書1166-4・5号
18	弘安2・12・7	1279	執印伊予寺主院勝	島津家文書1166-8号
19	弘安6・5・	1283	執印代人法師	称穀文書540号
20	正応元・12・11	1288	執印大法師	旧前1-912号
21	正安4・8・2	1302	正八幡宮執印法橋御房	旧前1-1064号
22	嘉元2・3・	1304	執印兼石清水前惣都維那法橋上人位	旧前1-1075号
23	文和4・孟夏	1355	執印別当法檢（橋カ）上人康範	『寺社則』9※
24	延文3・9・4	1358	正八幡宮執印法橋御房	旧前2-41号
25	延文4・8・17	1359	正宮執印法橋御房	旧前2-62号
26	康安2・6・15	1362	中納言法眼坊を当宮執印職に補す	旧前2-102号
27	康安2・10・8	1362	執印	旧前2-110号
28	応永32・10・21	1425	執印紀朝臣善範	旧前2-1053号
29	文明2・2・30	1470	社家執印善範	旧前2-1460号
30	天文20・8・26	1551	執印越前守、紀越後儀景を正八幡宮執印職に補す	留守文書1号
31	天正4・9・10	1576	正執印紀景親	留守文書3号
32	文禄2・8・6	1593	息長朝臣道隆を執印職に補す	桑幡家文書5-6号
33	？	？	正八幡宮執印草部光頼	鹿児島神宮文書22号

【表3】正八幡宮執印一覧

* 東京大学史料編纂所蔵、島津家本。五味克夫氏ご教示。

法眼某が替わりに下知をするといつてゐる。本家の下文は同年十一月日に出されているが、施行までの期間が後述の事例よりも比較的短い。このことや、執印が本家の命令を施行する立場に変化したことなどから考へると、恐らく石清水八幡宮寺から執印に任じられても、正八幡宮に下向しない、いわゆる遙任化が進んでいたものと思われる。

また、正安四年（一二三〇二）八月二日の正八幡宮檢校御教書⁽¹⁶⁾は、正八幡宮執印・法橋御房に対して出されており、執印はこれを田所法橋御房に対して同月二八日に施行している（旧①一〇六五号）。つまり一二六日後に施行したことになり、これも短期間で行われていたことが確認できる。また延文三年（一二五八）九月四日、御供所職のことについて、正八幡

宮檢校は執印に対して命令を出すが、同十日執印はこれを権執印に触れる

ように、正宮留守左衛門入道に宛てて施行している。九月四日に出された文書を六日後に施行するのは、執印が南九州にあつては通常不可能である。⁽¹⁷⁾

つまりここで文書の流れは、本家→執印→留守→権執印となつてい

る。留守職は元々執印職が非常置・非世襲であつたために設置されたと考えられ、執印不在の正八幡宮を取り仕切つたものと思われる。⁽¹⁸⁾ここに至つて、執印は正八幡宮には赴任しない職であるという認識が定着しつつあつたのであろう。後に、執印が正八幡宮へ下向するという事態が起つた時、現地正八幡宮の留守康俊は激しく抵抗している（旧②一一〇号）。

当初、石清水八幡宮寺が直接支配を目論んで現地へ派遣した執印は、十三世紀の後半頃から次第に遙任化が進行していき、南北朝期になると完全に遙任が定着した。執印の役割は、本家の命令を正八幡宮の所司神官等に施行するという点に集約されていくことになる。

やがて、現地正八幡宮では執印の下向を許さない所司神官等の勢力が

強力となり、昂然と抵抗されるようになる。すなわち康安二年（一二三六）六月、中納言法眼坊が正八幡宮執印に任じられ石清水八幡宮寺から下向してくることになった（⁽²⁴⁾）。ところが、翌貞治二年（一二六二）四月、現地正八幡宮では留守康俊等が敵対し、執印の入部が遅々として進まなかつた（⁽²⁵⁾）。石清水八幡宮寺側は康俊の留守職を改易したり（⁽²⁵⁾）、康俊以下の輩を神境から追放しようとするが（⁽²⁶⁾）、康俊は以後も変わらず留守として、正八幡宮で重要な地位にあり続けた（旧②一八三号）。石清水八幡宮寺の命令が現地正八幡宮で聞き入れられない状況が出現しているのである。

十五世紀以降史料に見える執印の紀善範（【表3】のNo.27）・紀儀景（同No.29）・紀景親（同No.30）らはいずれも留守氏であり（留守六号）、正八幡宮最高位の執印職は留守職を有した留守氏が兼帶することが多くなり、完全に石清水八幡宮寺の手から離れていくことになつた。

註

（1）五味克夫「大隅国正八幡宮社家小考」（竹内理三博士古稀記念会編『続莊園制と武家社会』吉川弘文館、一九七八年）。

（2）この史料の文言は御前法橋に宛てられた御教書（本家からか？）に書かれたものである。従つてこれは、本来あるべき執印の姿を言い表したものと解され、南北朝期に執印の下向に正八幡宮が激しく抵抗を見せたこととは矛盾しない。

（3）『石清水八幡宮記録二十九』。

（4）拙稿「大隅国正八幡宮の執印について」（『黎明』へ鹿児島県歴史資料センター黎明館だより）Vol.26No.2、一〇〇八年）。

(5) 京都で発給された文書が南九州で施行されるには通常一月以上を要したようである。例えば、①建仁三年（一二〇三）十月三日の正八幡宮公文所下文（表二六八号）は同年八月日の弥勒寺寺家公文所下文（表二七〇号）は同年三月三〇日の弥勒寺寺家公文所下文

を施行したものである。②建永二年（一二〇七）五月十七日の正八幡宮公文所下文（表二七〇号）は同年三月三〇日の弥勒寺寺家公文所下文（表二七〇号）を施行したものである。

(6) 前掲五味「大隅国正八幡宮社家小考」。

五 正八幡宮領の支配

本章では前章までの考察—正八幡宮検校・執印による支配—を受けて、石清水八幡宮寺が正八幡宮領内に有する別相伝領をどのように支配したのか、その実態を探つてみたい。

『石清水文書』を通覧すると、特に鎌倉時代の譲状に正八幡宮領が多数見られる。これらを一覧表にまとめてみると次頁の【表4】のようにある。この表から読みとれる特徴は、正八幡宮の所在地（桑西郷）からいざれも遠距離にある所領ばかりであるという点である。特に帖佐西郷内の地名が多い。そして年代が下るに従つて、所領の単位も郡郷院等と比べて小規模な村レベル以下のものが多くなるので所領の数も増加している。

正八幡宮領そのものは本来は【表4】よりも更に数が多い。つまりこの表には正八幡宮領のごく一部しか載っていないことになる。これらの所領は、正八幡宮領の中でも特に、正八幡宮検校等が「別相伝」として私的に領有することが可能であった所領に限られている。これ以外の正八幡宮領に対してもあくまで本家の立場としてしか関与できなかつたと

考えられる⁽¹⁾。また子息等に所領が譲与され、領家職が設定されると、本家の譲状には登場しない（例えば、栄清流が相伝した平山村など）。

右に指摘した【表4】の特徴は言い換えると、正八幡宮に近いところでは正八幡宮検校は別相伝領を設定できなかつたということを示している。それだけ正八幡宮の支配権が強い地域であつたといえる。鎌倉時代末期になるにつれて、別相伝の所領が増加していき、譲状に多数の所領が書き上げられるようになつたのである。

次に正八幡宮領の具体的な支配構造について考察してみたい。まずは

【史料六・七】の検討を行おう。

【史料六】科手承清契状写（菊四四二号）

契約

正八幡宮別納所大隅国三躰堂村_{同定}預所職事

右、当村者、承清相伝之所帶也、而依有子細、所奉申付平山僧都御房_{（承清）}實也、仍雖為未來際、於件所職者、為一事以上一円不輸之地、可令相傳領掌給也、但毎年伯五拾貢文用途者、任御請文、無懈怠可沙汰給也、付公私、令停止使者入部之儀畢、當村若不慮之子細出来、有相違事之時者、承清知行所之内、被撰取三躰堂等分之所領、同領家職相共、為此狀放券、永可令知行給也、（中略）仍為後日契狀如件、

嘉元肆年丙午三月 日

八幡宮權別當法印在判
科手承清

○貫文で平山村僧都御房（承清）に請け負わせた契状である。承清は宮清の子息で尚清の弟にあたる。別納とは、「石清水八幡宮への収納はなされるが、それ以外の経営について社家の介入が行われない所領」を指

史料名 所領名	承久2年 (1220)12 月10日 祐清譲状	承久2年 12月日檢 校祐清譲 状	正嘉2年(12 58)7月日紹 清申状以前	仁治3年 (1242)9月 25日宝清處 分狀	文永11 年(1274) 7月日宮 清處分帳	永仁5年(12 97)6月日尚 清處分帳	嘉元4年(130 6)3月日承清 契狀	応長元年(131 1)12月15日尚 清處分狀	建武3年(1336) 12月日乘清申 状
新田宮并五大院	×	壇殿女房	×	×	×	×	×	×	×
荒田莊	×	田中女房 (万歳)	×	田中女房一期の後宮清	母堂一期の後尚清	×	×	×	×
薩摩万德	×	×	×	×	×	通清	×	×	×
三財堂	宝清	宝清	×	宮清	×	承清	×	×	×
万善	×	×	×	×	×	通清	×	康清	×
中津河	×	×	×	×	×	通清	×	×	×
廻村	×	田中女房 (万歳)	×	×	×	通清	×	×	×
山上加礼川	×	×	×	×	×	通清	×	康清	×
上小河	宝清	宝清	×	宮清	×	通清	×	×	×
栗野南里・北里			×		尚清	左京大夫局 (尚清娘) 一期の後通 清	×	康清	×
一成村	×	×	×	×			×		×
平山村	×	朗清(榮 清)	×	×	×	通清	×	×	祐清→榮清→政 清→了清→乘清 →能清→新威人 之秀
船津	×	×	×	×	×	通清	×	×	×
帖佐垣見	×	×	×	×	×	通清	×	×	×
餅田村	×	×	×	×	×	通清	×	康清	×
脇本村	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
春毛	×	×	×	×	×	通清	×	御阿古御前一 期の後康清	×
飯村	×	×	×	×	×	通清	×	康清	×
住吉	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
寺師	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
永世	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
神河	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
漆畠	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
千本	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
在河	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
西加礼川	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
佐汰寺田	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
桑東西郷	×	住清	×	×	×	通清	×	通清	×
御服所	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
釈迦堂	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
平世	×	東山母尼 (祐清母)	双林寺兵衛 佐局	×	×	通清	×	通清	×
東垣見	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
万願寺	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
四王堂	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
曾野恒見	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
万徳	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
五町田	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
貢進田	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
田貫田	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
堺小深(保?)	×	×	×	×	×	通清	×	通清	×
出典	菊27号	田169号	鎌補1579号	菊33号	菊31号	菊45号	菊442号	菊102号	菊443号

【表4】『石清水文書』に見える正八幡宮領一覧

※×印は記載が無いことを表す。

人名はその所領の領有者を表す。

菊：菊大路家文書

田：田中家文書

鎌補：『鎌倉遺文補遺』

す。石清水八幡宮寺から独立性が強い所領といえる。また、承清は三躰堂村について、もし不慮の事が起こつたならば、承清の知行所の内から三躰堂と等分の所領を選び取り、三躰堂領家職と共に知行するように申しつけている。つまり、承清は三躰堂村の領家職を有していたので、平山僧都御房を預所職に補任することが可能であったのである。この領家職は、承清が父宮清から三躰堂村を譲与された時から発生したものと思われる。従つて三躰堂村の支配構造は、領家（承清）——預所（乗清）という関係になる。

【史料七】權少僧都乘清言上状写

（菊四四三号）

正八幡宮領大隅国平山村領主權少僧都乘清謹言上、

欲早被経御 奏聞、且依重代相伝知行、且任軍忠下賜安堵院宣、

弥奉祈天長地久、全知行當國平山村領家職問事

副進

一卷 次第手継証文等

一通 系図

右当村者、石清水検校祐清法印被分譲弟子栄清以来、栄清・政清・了

清・乗清等、為五代相伝之坊領、知行無相違之地也、（中略）就中、

乗清孫子新藏人之秀令祇候將軍家、於京都合戦、親類討死、孫子被疵、
令供奉鎮西之上者、云 公家、云武家、争可被棄捐愚望乎、然早被経
御奏聞、且依重代相伝、且任軍忠下賜安堵 院宣、弥欲奉祈御願、

恐々言上如件、

建武三年十二月 日

平山村領主權少僧都乘清が同村領家職の知行を全うし、天長地久を祈り奉らんことを訴えている。ここで、乗清は自ら「平山村領主」と名乗

り、「平山村領家職」を知行していたことも述べているので、平山村領主＝平山村領家（職）の関係と考えてよいと思われる。⁽³⁾

次に、乗清が平山村を入手した経緯について語られている。すなわち、祐清が弟子の栄清に平山村を分譲したこと始まり、以後政清——了清——乗清へと続く五代相伝の坊領であるといつていて⁽⁴⁾いる。弘安十年（一二一八七）正月二八日永乗讓状案（鎌一六一六二互号）や元応三年（一二二二）正月二八日の守部氏女田地売券（旧①一二一八五号）には、「平山領家」という他称が見える。

つまり、正八幡宮検校が所領を弟子達に分譲することによつて、弟子達が得た所領には領家職が設定された。本来的には、本家（正八幡宮検校）が領家職を併有していたものが、それを別人に譲与したことにより、領家職が表面上に表れたものと思われる。本家が領家職も併有し続けていればそれは表には表れない⁽⁵⁾。領家はその所領を排他的に知行することが可能であった。以上を図示すれば左のようになる。



太字は莊務権を有している莊園領主である。領家は基本的に本家から独立していたが、本家が領家の所領を没収することもあつた（鎌補一五七九号）。

平山村の他に現地に下向した領家には、鎌倉時代末期頃に大隅国蒲生に止住した棟清の曾孫雄清がいる。彼は止住の後、禪僧になつたという（系図）。薩摩国荒田莊の宗良法印は源姓日高氏であつたが、弥勒寺・喜多院・正八幡宮検校棟清の養子となり、元久元年（一二〇四）に下向したという所伝を有している⁽⁶⁾。以後、彼の子孫は紀氏の通字である「清」

を使用するようになる。

【史料九】吉田院領家下文⁽¹²⁾

(花押)

下 吉田院中納村

可早以息長幸道為弁済使并名主職 (事販カ)

史料上に見える預所には、桑西郷九軒堂・竹師の預所雅楽左衛門入道、栗野院南里・蒲生院寺田尺迦堂・桑西郷御服所の預所卿法眼、加治木郷寺田九軒堂の預所伊与寺主(執印院勝) (旧①七七三号)、西河札河預所(南六七二七号)、敷根村預所、廻村預所 (旧①二四九九号)、餅田村預所 (鳥二六六一九号)、三軒堂村預所 (菊四四二号)、栗野預所 (旧②六二一号)等が見える。

また預所が見えず、弁済使や名主の場合もある。恐らく預所—弁済使・名主という関係であろう。上小河村弁済使 (旧①二六一七号)、辺木山村名主職 (旧①一二三七号)、小浜村弁済使 (旧①五二五号)、吉田院中納村弁済使・名主職 (鎌二八三四号)、在河名主職 (田一四号) 等が具体例にあげられる。

彼らは「御年貢以下雜物等」(旧①五二五号)を先例に任せて本家に納入し、本家(正八幡宮検校)の袖判のある次のような請取状が出された。

【史料八】小浜村年貢請取状⁽¹³⁾

〔国分宮内沢氏蔵〕

(花押影)

檢納 小浜村建長六年御年貢米事

合正米拾弐斛參斗玖升陸合陸夕者

右、附綱丁末弘、所檢納如件、

建長七年八月廿六日 刑部丞源 (花押影)

以上をまとめてみると、本家は正八幡宮検校、領家は検校の子息等近親者、預所は検校の一族、石清水八幡宮寺の所司層、弁済使・名主は在地領主層という関係になる。

そして領家は独自の文書様式を作り所領を支配した。

【史料十】蒲生郡領家御教書案⁽¹⁴⁾

(花押)

左 兵衛尉源

權寺主大 □ (法師カ) (花押)

法橋上人 (檢カ) (花押)

吉田院中納村に宛てた領家下文で、息長幸道を弁済使・名主職に補任して、社国両方の課役を勤めるように命じている。この文書を一見すると、弥勒寺寺家公文所下文の様式に非常に似通っていることがわかる。

差出に石清水八幡宮寺の所司層が署判を据え、袖判がある点は全く同一である。しかし、「下」のみで書き始められ、「依領家仰」という奉書文言があるところが異なる。また、袖判は写真⁽⁸⁾で見る限りでは誰の物かわからぬが、花押の右側半分は宮清の花押に非常に似通っている。あるいは、花押が知られていない宮清の子息の内の一人であろうか。

【史料十一】蒲生郡領家御教書案⁽¹⁵⁾

在之

大隅国馬上検注事、依被下 院宣、可有其沙汰云々、当郡本名主等存

其旨、且任先例、且守傍例、可致其沙汰之状、依領家仰、下知如件、

建治三年十月十日

法橋棟禪奉

大隅国の馬上検注の事について、蒲生郡本名主等に先例通り傍例を

蒲生郡本名主等中

守つて沙汰をするよう命じた領家御教書案である。奉者の法橋棟禪は、建治三年正月十四日の別当行清以下連署注文に「都維那大法師棟禪」(田五一号)と名が見えることから、袖に花押を据えていた蒲生郡の領家も石清水八幡宮寺の人物と推測される。あるいは鎌倉時代末期頃に蒲生に止住し、後に禪僧になつたという棟清の曾孫雄清(『系図』)であろうか。領家が出したという点では、【史料九・十】も同じであるが、様式は全く違うものを使用している。つまり、領家はそれぞれ独自の文書様式を採用してその所領を支配していたのである。

註

- (1) 金井静香氏の御教示による。猶、石清水八幡宮寺が有する九州莊園群の別相伝の問題については、徳永健太郎「神社領莊園における別相伝の展開—鎌倉期の石清水八幡宮寺領をめぐって—」(『鎌倉遺文研究』第九号、二〇〇二年)が詳しく論じている。
- (2) 市沢哲「鎌倉後期の公家政権の構造と展開—建武新政への一展望—」四五頁(『日本史研究』第三五五号、一九九二年)。
- (3) 領家とは領主の美称であり(高橋一樹「莊園制の変質と公武権力」、『歴史学研究』第七九四号、二〇〇四年)、両者の区別は領有者の門地の差を指すだけである(西谷正浩「莊園所職の性格とその変容」、『鎌倉遺文研究』第九号、二〇〇二年)。
- (4) 「系図」によれば、栄清(号平山)——政清(号平山法橋)——了清(号平山禪師)——垂清——能清とある。垂清が乗清のことであろう。ここに見える了清が大隅国帖佐に下向土着し、平山氏を名乗つた(前掲拙稿「平安→南北朝期の輝北」)。
- (5) 本家職と領家職の関係についての理解は、田中健一「宇佐弥勒寺

領薩摩国新田八幡宮の領家について」(川添昭一先生還暦記念会編『日本中世史論攷』文献出版、一九八七年)による。

(6) 「紀姓西郷并荒田氏系図」(『帖佐来歴』、『鹿児島県史料旧記雑録捨遺伊地知季安著作史料集五』所収)。

(7) これらの預所は南九州に土着して、南北朝の戦乱に参加している。

(8) 五味克夫氏にご恵与頂いた。感謝申し上げる。

(9) この文書が石清水八幡宮寺の関係者から出されたものであることは、前掲拙稿「平安→南北朝期の輝北」で触れたことがある。

おわりに

以上、五章にわたつて石清水八幡宮寺による正八幡宮支配の変遷を見てきたが、いずれも十三世紀後半が大きな転機になつていることが読みとれた。やがて南北朝末期に両者の関係は実質的に終焉を迎える。

しかし、この事自体は当代一般的に見られた現象である。鎌倉後期から南北朝期にかけて、中央権門が支配する地方の莊園が次第に退転していく、やがて各権門は膝下莊園に支配を集中させていくようになる。⁽¹⁾ 本稿を終えるにあたつて、石清水八幡宮寺と正八幡宮との関係を国制の中での位置づけが可能であろうか。この点について若干の見通しを述べておきたい。

石清水八幡宮寺に出された天皇の告文には、八幡大菩薩は国家の宗廟で朝廷を鎮護し、皇國を安全にするという文言がしばしば見られる(田一〇号など)。宗廟(天皇の祖先を祀るところ)であるので、天皇家は石清水八幡宮寺を厚遇した。それゆえ、石清水八幡宮寺が行う恒例の年中行事——例えば放生会等が国家的祭祀と位置づけられて毎年公家の沙汰とし

て実施された。⁽²⁾

一方、この宗廟石清水八幡宮寺を本家と仰ぐ正八幡宮もまた独自のアイデンティティーを有していた。すなわち十二世紀前半には八幡因位説を発生させたり、八幡の名号がある石体を出現させたり、あるいは『今昔物語集』では八幡大菩薩が最初に出現した八幡宮として記されたりしていた。正八幡宮にとって十二世紀代はいわば、自らの独自性を強力に主張していた時期と捉えられる。やがて十二世紀末に九州五所別宮体制に組み入れられ、石清水八幡宮寺の支配秩序の中に位置づけられることになる。

十三世紀後半からの石清水八幡宮寺による支配の動搖、十四世紀末の支配の終焉は再び正八幡宮に独自のアイデンティティーを想起させた。暦応二年（一三三九）十一月の正八幡宮講衆殿上等訴状（桑一四号）には、「抑当社者八幡垂跡之初宮、一天擁護之靈廟也、公家武家御崇敬異他」という主張が見えた。⁽³⁾

更にこの正八幡宮はその所領内に多数の別宮を有していた。桑西郷にある正八幡宮を中心にして、大隅国内の全ての正八幡宮領に別宮を配置し、八幡信仰を中心にして所領經營の中心的な施設としたのである。いわば、石清水八幡宮寺と正八幡宮の関係の縮小版が、大隅国内でも見られたことになる。石清水八幡宮寺—正八幡宮—別宮というピラミッド型の支配構造が存在した。正八幡宮の別宮は喻えれば正八幡宮の毛細血管の如き役割を担つて在地社会に広く深く根を張つて八幡信仰を媒介にして国内隅々までを支配したのであった。

このような石清水八幡宮寺を中心とした八幡信仰による支配体制は、「はじめに」で述べた二十一社・一宮制には包摂しきれない、神祇秩序

の別の側面を示している。本稿ではこれを「九州五所別宮体制」と評価したが、この体制は大隅国に広く深く浸透していたことが確かめられた。

最後に残された未解決の問題について考えてみたい。Ⅲ期の空白期を経て十六世紀の半ばになつて突如Ⅳ期の文書様式が出現する理由である。今のところ、同様の文書が他の弥勒寺領に対して出された徵証も見いだせない。現存するⅣ期の文書が十六世紀後半の半世紀に収まっていること、文書が発給された相手も、正八幡宮四社家の内の留守氏と桑幡氏に限られているようである。また内容も執印・権執印・留守等に任じた補任状である。

恐らく、当時石清水八幡宮寺の一別当家である善法寺家の実質的な権力などは殆ど問題ではなかつたであろう。権力による保障を求めるのであれば、島津氏や他の戦国武将達にその保障を要求する筈である。ここでは中世初頭から正八幡宮検校職を相伝してきた善法寺家の伝統的な権威が求められていると理解したい。⁽⁴⁾

それでは何故この時期に善法寺家の伝統的な権威が求められたのであろうか。中世後期の正八幡宮社家の動向を考察した福島金治氏の研究によれば、正八幡宮を支配した守護代本田董親が追放された天文十七年（一五四八）を境にして、社家組織が変化するという。追放以前の段階は、留守・沢氏を頂点にした体制であったのが、以後では留守氏がその地位を低下させ、沢氏を頂点とする体制に移動したという。⁽⁵⁾

Ⅳ期の文書はこの本田氏追放以後の沢氏を頂点とする体制の時期に符合している。つまり、前体制の時期に比べてその地位を低下させた留守・桑幡氏等は古くから正八幡宮の本家として伝統的な権威を有していた善法寺家から補任状を得ることで、自らの不利な立場の回復を図つたので

はなかろうか。また桑幡氏が寛正三年（一四六二）夏に上洛して石清水八幡宮寺から位所を競つて取り合つた事実が知られる（島一一八二号）。

（5）前掲福島「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」。
十七世紀以降、石清水八幡宮寺と正八幡宮との関係は史料上から殆ど姿を消してしまう⁽⁶⁾。

平山村に下向した了清の子息達は、平山・甌・餅田・中津野・平松等大隅国⁽⁷⁾の地名を名字として土着し、南九州の社会のなかに定着していく⁽⁸⁾。とりわけ、了清に関しては、南九州への入部の際の模様をまとめた近世の神社縁起などが数種類まとめられており、およそ四〇〇年間にわたった石清水八幡宮寺による支配の記憶はこのような形で長く南九州の地域社会の中に刻まれていくことになつた。

註

（1）工藤敬一「莊園制の展開」（同『莊園制社会の基本構造』校倉書房、二〇〇二年、初出は一九七五年）。

（2）伊藤清郎「中世国家と八幡宮放生会」（同『中世日本の国家と寺社』、初出は一九七八年）・前掲横井「中世權門神社の形成と王權」。

（3）「八幡垂跡之初宮」という言説は、『今昔物語集本朝仏法部上巻』卷第十二第十にある「はじめ、大隅の國に八幡大菩薩とあらはれおはしまして、次には宇佐の宮に遷らせたまひ、遂にこの石清水に跡を垂れおはしまして」という説と通じるものであろう。

（4）前掲福島「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」は、中世末期になつても本家石清水八幡宮は、在地の社家から依然として權威を認められており、官職補任を得る対象になつていたと指摘する。またⅢ期の事例であるが、寛正三年（一四六二）夏に社家の桑幡氏と沢氏が

争つた際、上洛して石清水八幡宮寺から位所を競つて取り合つた事実が知られる（島一一八二号）。

（5）前掲福島「中世後期大隅正八幡宮社家の存在形態」。
（6）もう一方の別当家中家が検校職を有した筥崎宮の場合は、寛永十年（一六三三）五月二六日の日付を有する八幡筥崎宮神宝記の奥書に、「石清水兼筥崎檢校敬清」とある。十五世紀後半に検校が消滅した正八幡宮と異なり、筥崎宮の場合は江戸時代に入つても家中家が検校を名乗つているのは注目される。

（7）『増補改訂版始良町郷土誌』八八・八九頁、一九九五年。

（8）例えば、伊地知季安『帖佐來歴』（『鹿児島県史料旧記雜錄拾遺伊地知季安著作史料集五』）・『若宮八幡神廟記』（『神道大系神社編四五』）には平山氏の系譜や了清に関する寺社が列挙されている。また、年月日未詳善寶寺了清供人衆書上（『平山文書』三号、『川内市史古文書編』所収）には、了清とともに下向してきた人々の名が書き上げられている。

（本館主任学芸専門員兼学芸課学芸調査係長）

【石清水祠官略系図】

〔「石清水祠官系図」（『続群書類従』第七輯上等より作成）
※ゴックは正八幡宮検校〕

